

2027 コードとISの更新プロセス

ステークホルダーとの協議段階主な変更点の概要 **世界ドーピング防**

止規程

エグゼクティブ・サマリー

世界ドーピング防止規程（WADA 規程）は、スポーツにおける世界ドーピング防止プログラムの基本的かつ普遍的な文書である。WADA規程は2003年に初めて採択され、2004年に発効した。その後、何度か改正されている。

WADA規程の目的は、アンチ・ドーピングの中核的要素を普遍的に調和させることにより、アンチ・ドーピングの取り組みを推進することである。

主な修正案は、[ステークホルダー参画段階において](#)ステークホルダーから受領したフィードバック、特に本協議段階の冒頭において WADA が提示した以下のような様々なコンセプトと整合するものである：

- コンセプト1: 出所不明の意図の欠如
- コンセプト2: 乱用物質の結果管理
- コンセプト3: 所在ケースの結果管理
- コンセプト4: 制裁の柔軟性を高める
- コンセプト5: 成果管理協定
- コンセプト6: 実質的な援助
- コンセプト7: データの活用
- コンセプト8: NADOの運営上の独立性
- コンセプト9: 修正不可能な不適合¹

また、WADA 規程の変更には、利害関係者及びドーピング防止コミュニティとの協議プロセスにおいて、又は利害関係者との協議において浮上した追加的な提案も盛り込まれている。

以下のセクションでは、規程草案チームが提案した主な変更点を簡潔にまとめている。

コンセプト 1 & 4

¹ このコンセプトに関する変更はない。

第10.2条：存在、使用、使用未遂、所持に対する制裁制度

現行コードの基本スキームは以下の通り：

- 非特定物質および方法：
 - 競技者が、当該使用が故意によるものではないことを証明できない限り、4年間の資格停止期間。（故意とは、競技者が、当該行為がドーピング防止規則違反を構成することを知っていたこと、又は当該行為がドーピング防止規則違反を構成する重大なりスクがあることを知っていたことと定義される）。
 - 競技者が故意による使用でないことを証明できる場合、2年間の資格停止期間。
- 特定の物質または方法。（ただし、濫用物質に関する特別規則および競技中のみ禁止される物質を除く）。
 - 結果管理機関（RMA）が意図的な使用であったことを証明できれば4年間。
 - RMAが故意による使用であることを証明できない場合、2年間。

資格停止期間2年を下回るためには、競技者は、無過失若しくは無過失、又は重大な過失若しくは過失がないことを証明することが要求される。両者とも、被保護者及びレクリエーション競技者の例外を除き、競技者が、その体内における禁止物質の出所を立証することを要求する。

2021年WADA規程の施行以来、多くの疑問が提起されてきた。競技者が故意に違反を犯したのとは対照的に、単に無謀であった場合には、資格停止期間は異なるべきであるか？ 競技者は、自己の体内における禁止物質の供給源を立証することなく、当該使用が故意によるものではないことを証明することができるのか？ 禁止物質の供給源を立証する上で、どのような事実を考慮すべきか？ 特定の事案の事実を分析する際、使用が故意であったか、無謀であったか、又は重大な過失がなかったか若しくは過失がなかったかを決定する上で、競技者の過失の程度をどのような順序で考慮すべきか。これらの問題は、当該事案が、有害な分析結果が汚染された供給源に由来するものであることを立証しようとする競技者の試みを含むものである場合に、特に顕著となる。

この2027年規程の最初の草案では、非特定物質と特定物質および特定方法について、誰が故意でないことを証明する責任を負うかの違いは変わらない。濫用物質や競技においてのみ禁止される物質に関する例外規定も変わらない。また、保護対象者及びレクリエーション競技者については、体内の禁止物質の出所を証明する必要がないという特別な扱いも変わらない。

この草案では、2つの新しい区別が導入されている：

- 1) 違反が故意ではなく無謀であったかどうか、
- 2) 競技者が、禁止物質がどのようにして自己の体内に入ってきたかを立証できるか 否か。

新たな制裁スキームは以下の通り：

第 10.2.1 項非特定物質又は方法 & 競技者は、禁止物質がどのようにして自己の体系に入ったかを立証することができる。

- 競技者が故意による使用でないことを証明できない限り、4年間の資格停止期間。

- 競技者が、使用が故意ではなく無謀であったことを立証できる場合、3年間の資格停止期間。
- 競技者が、使用が無謀なものでも故意によるものでもないことを証明できる場合、2年間の資格停止期間。
- 競技者が重大な過失又は過失がないことを証明できる場合、0-2年の期間 資格停止。
- 競技者が無過失を証明できる場合、資格停止はない。

第 10.2.2 項非特定物質又は特定方法であって、かつ、競技者が、禁止物質がどのように自己の体内に入ったかを立証できない場合

- 4年間の資格停止は既定の制裁である。
- 例外的な場合において、競技者が、信頼できる分析的証拠に基づき、ドーピング防止規則違反が禁止物質の意図的な使用に適合しないものであったことを、意思決定機関が十分に納得するよう立証できる場合には、3年間の資格停止期間。解説 63 は、どのようなものが信頼できる分析的証拠とみなされ、また、どのようなものが信頼できない分析的証拠とみなされるかの例を示している。
- 競技者が禁止物質の出所を立証できない場合、重大な過失がないこと又は過失がないことに基づく制裁の軽減は適用されない。

上記の適用において、解説 60 は、重大な過失がないか、又は過失がないか、又は過失がないかが適用されるか否かを検討する前に、意思決定機関は、特定物質以外の場合、違反が故意ではないことを立証する責任を競技者が満たしているか否かを最初に決定しなければならないと規定している。

第 10.2.3 項特定物質又は特定方法及び競技者は、禁止物質がどのようにして自己の体内に入ったかを立証することができる。

- 意図的な使用であることをRMAが立証できれば、4年間の無資格期間。
- 無謀な使用であったことをRMAが立証できれば、3年間の無資格期間。
- 故意または無謀な使用であることをRMAが立証できない場合、2年間の資格停止期間。
- 重大な過失若しくは過失がないこと、又は過失若しくは過失がないことに基づく更なる減額を得る義務は、依然として競技者にある。

コンセプト2

第10.2.4条 乱用物質

2021年規程の「濫用物質」の扱いに関する利害関係者の意見はおおむね好意的であったが、以下の分野では疑問が呈された：

- 資格停止期間が1カ月となる可能性があるため、RMAは案件を評価し処理するのに十分な時間を与えられない。
- 資格停止期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮させるために、競技者が「濫用物質プログラムを完了」することを要求することは、論理的に非現実的である。
- 乱用防止プログラムへの加入を義務づけるのは、多くの初回違反者にとって行き過ぎである。
- コカ茶の誤飲のように、資格停止期間を短縮するためにリハビリテーションを要求することが適切でない状況もある。

- 多くの関係者は、リハビリを扱うことは自分たちの専門外だと主張し続けている。

こうした懸念を考慮し、新規程の第一草案では以下のようなアプローチをとっている：

- 初回違反の場合、一律2カ月の無資格期間。初回の違反については、更生の要件や減額の機会はない。
- 同一の濫用物質を含む2回目の違反については、資格停止期間は4ヶ月となるが、競技者が濫用物質に関するプログラムに「参加」した場合には、資格停止期間は2ヶ月に短縮される可能性がある。また、RMAは、治療プログラムが必要ないと判断した場合（例：ココア茶の摂取）、RMAの裁量により、2ヶ月の資格停止期間を課すことができる。

コンセプト3

第10.3.2条居場所不明に対する制裁

第10.3.2条に新たなコメント66が追加され、スポーツにおけるドーピングとの闘いにおける居場所情報の重要性が強調された。

第2.4項に基づく居場所情報義務違反に対する制裁は、競技者の過失の程度を軽減する状況を競技者が立証できるか否かに応じて、最低1年まで減額されることを前提として、2年である。本条への変更により、第1回及び第2回の居場所情報義務違反の後においては、競技者はより厳重な警戒態勢に置かれるべきであると予想されることから、3回の居場所情報義務違反全てに対して等しく過失が評価されることが明確になった。

コンセプト5

第10.8.1条成果管理契約

現行WADA規程の第10.8.1条は、4年間の資格停止期間となるようなドーピング防止規則違反を犯したとして起訴された競技者に対して、起訴の通知を受けてから20日以内に違反を認め、資格停止期間を1年短縮させることを認めている。利害関係者からは、これは事案の迅速な解決に非常に有用な手段であるとの報告があ

り、第10.8.1条の適用範囲を拡大するよう要望があった。従って、この規定は、起訴された 資格停止期間が 4 年未満のドーピング防止規則違反に適用されるよう拡大され、25%の減額 が可能となった。

コンセプト6

第10.7.1条実質的援助

第10.7.1条の適用範囲を拡大することについては、関係者、特に調査部門を持つ関係者から広範な支持があった。第10.7.1条の有用性は、実質的な援助が刑事処分や懲戒処分を「もたらす」ものでなければならないという要件によって制限されていたことが指摘された。この要件は削除された。また、RMAが最初の決定において、資格停止期間のより少ない部分を停止し、受け取った情報の価値に対する後の再考に基づいて、停止された資格停止期間の金額を増加させることを可能にする規定も追加された。

新第10.7.2条については下記も参照のこと。

コンセプト7

データの活用

研究又は品質保証のために使用される競技者の検体及び検体データは、情報が競技者に遡って追跡されたり、競技者に対して使用されたりすることがないように、匿名化されなければならない。これは現行のWADA規程の下でも同様であり、本草案においても同様である。また、研究（Research）のために使用される検体が競技者の同意を必要とする一方、品質保証（Quality Assurance）のために使用される検体及び検体データには競技者の同意が必要とされない点についても同様である。研究と質保証の違いをより明確にし、関連するデータ保護の問題に対処するため、第19条に変更が加えられた。

コンセプト8

新しい定義：NADOの運営上の独立性

現行規程の第20.5.1条および新規程の第1草案では、NADOはその運営上の決定および活動において、スポーツおよび政府から独立していることが求められている。この草案では、「NADOの運営上の独立性」の新たな定義が追加され、この要件がさらに明確化される。

新第21.2.7条および第10.14.1条(iv)競技者サポート要員の制限

競技者支援要員が競技者に対してドーピングを行う問題については、WADA 規程の様々な部分において、禁止事項及び追加的な結果によって既に対処されている。新第 21.2.7 条及び第 10.14.1 条(iv)は、資格停止又は暫定的資格停止期間中のいかなる者も、WADA 規程に従って採択された規則に拘束される競技者に対して競技者支援要員としてのサービスを提供することはできないことを明確にしている。これには、資格停止期間中に競技者支援要員として働こうとする競技者も含まれる。

第10.7.1条（実質的な支援）において、競技者支援要員による被保護者のドーピングを摘発するために提供される支援は特に価値があるものである旨のコメント 75 が追加された。

第4.4条治療目的の免除

本規程の本条の詳細の多くは、治療目的使用の除外に関する国際基準に移された。実質的な追加事項の一つは、以下のとおりである：利害関係者からの強いフィードバックを受け、現在では、国内レベルの TUE の不服申立てについては、競技者のケア及び治療の経験を有し、臨床医学、スポーツ医学及び運動医学に精通した医師を少なくとも 1 名、上訴機関に含めることが推奨されている。TUEのプロセスには、もう1つ実質的な側面があり、かなりの議論を呼んでいるが、まだ解決には至っていない。それは、遡及的な TUE に関し、特に結果の賦課において、より柔軟性を持たせるべきか否かという問題である。関係者から寄せられた意見に基づき、WADA 規程起草チームは、治療目的使用の特例に関する国際基準第 4.2 項の TUE を取得するための基準を満たしている（しかし、競技者が遡及的 TUE の基準を満たしていない）アンチ・ドーピング規則違反のケースにおいて、適切な制裁の柔軟性を検討し続けている。

このようなケースにおいて、より寛大で柔軟な制裁制度に対する利害関係者の強い支持があった一方で、コード起草チームは、このような制裁制度がどのようなものであるかについて、さらなるフィードバックを求めている。特に

1. 譴責処分から 2 年間の資格停止期間を課すために標準的な「過失」分析を適用することは、このような場合においてうまく機能しないように思われる。特に、競技者は遡及的 TUE の基準を満たさず、単に TUE の事前申請を怠っただけであることが多いため、当該文脈／当該定義を用いる場合、競技者の過失はしばしば高く評価されうる。
2. 一つの可能性として、このような治療的使用のケースに対して、（乱用物質に対する制度と同様の）特定の独立した制裁制度を設けることが考えられる。例えば、以下のような規定である：

「第 10.2 項の他のいかなる規定にもかかわらず、競技者が、その存在、使用又は使用の企て若しくは保有が治療目的使用の除外に関する国際基準第 4.2 項の基準に合致していることを証明できる場合、資格停止期間は、競技者の過失の程度に応じて、3 ヶ月から 6 ヶ月の間とする。本条[x]において定められた資格停止期間は、第 10.6 項のいかなる規定にも基づく削減の対象とはならない。」
3. もう一つの選択肢は、このような場合、単純に3ヶ月の制裁を固定とすることであろう（これには、簡素化というメリットもあり、ADO／審判委員会が過失を評価するために時間を費やす必要がないとい

うメリットもある)。

4. もし、制裁措置が全く課されないとするば、(TUE プロセスとは異なるプロセスを経ているとはいえ) 名目上、遡及的に TUE を認めることになる懸念がある。このことは、競技者が事前に TUE を申請する意欲を失わせるおそれがあり、また、他の潜在的な影響についても慎重に検討する必要がある。
例えば、このアプローチは、第 4.2 条の基準を満たすか否かを遡及的に判断しようとする ADO/聴聞パネルに過度なプレッシャーを与えるおそれがあるのではないか? また、非常に複雑で時間のかかる遡及的 TUE プロセスと、それに付随する WADA 規程の制裁プロセスを設定することになり、最終的に全く同じ結果になるのではないかという懸念もある。これが利害関係者から望まれる政策アプローチであるならば、事前に TUE を申請する必要性をなくし、競技者が第 4.2 条の規準を満たせば TUE を取得する(プロスペクティブであれ、遡及的であれ) ことを明記する方が、より分かりやすいのではないだろうか?
-

第6.5条：結果管理前または結果管理中の試料の追加分析

本条は、結果管理機関（RMA）が、当該検体がドーピング防止規則違反の告発の根拠となることを競技者に通知する前、又は当該事案が最終的に解決された後に、分析機関が検体の反復分析又は追加分析を実施することができることを明確にするために改訂された。競技者が起訴されてから当該事案が完了するまでの間、検体に関する追加分析は、競技者の同意又は聴聞パネルの承認を得た場合にのみ実施することができる。

第7.4条：暫定的出場停止

現行規程において、関係者は、(治療を伴う)資格停止期間が1ヶ月しかない場合、結果管理プロセスを実施し、濫用物質の事例に対して暫定的資格停止処分を課すことの難しさを指摘している。本草案では、特定物質以外の物質に関する「分析上の不適合」及び「旅券上の不適合」に適用される、強制的な「暫定的資格停止処分」は、乱用物質には適用されない。

主要競技大会組織によって課された暫定的資格停止が、競技大会の終了を超えない場合、または第15.1.4条に基づき他の署名加盟国を拘束しない場合、第15.2条の改定は、暫定的資格停止が課されるべきかどうかについて、RMAが速やかに独自の判断を下すことを規定する。

第10.6.1.2条汚染源

この番号が付された以前のWADA規程の条文では、「汚染された製品」を含むアンチ・ドーピング規則違反に対する資格停止期間の短縮が取り上げられていた。新しい「汚染源」の定義はより広範であり、飲食物、環境汚染、第三者との接触や第三者が触れた物による暴露などの汚染源が含まれる。

新第10.7.2条スポーツにおけるドーピングを排除するための努力における、その他の

貴重な情報および援助

この新たな規定は、RMA に対し、第 10.7.1 条に基づく実質的な援助の基準を満たさない貴重な情報の受領に基づき、他の方法で適用される資格停止期間の 15% までの資格停止を認めるものである（第 10.7.1 条は、資格停止期間の 75% までの資格停止を認めている）。例えば、ある競技者が、第 10.7.1 条により要求されるように、どのようにドーピングを行い、かつ、発見を回避したかについての情報を提供するが、加害責任を有する第三者を特定しない場合である。

第10.14.1条無資格または暫定的資格停止期間中の地位

この条文では、暫定的資格停止処分を受けている者、あるいは資格停止期間中の者ができること、あるいはできないことが説明されている。複数の利害関係者から、この条の文言を拡大し、例を示すようにとの要望があった。本第1草案では、それが行われた。

第13条および第14.2.2条不服申し立てに関する変更

第13.2条不服申立可能な決定のリストが拡大され、次のものが含まれる：審査後の不利な旅券指摘事項又は非典型的な旅券指摘事項を持ち越さない旨の決定、暫定的資格停止処分を課さない旨の決定、居場所情報義務違反の記録要件が満たされていないとする RMA による決定、及び第 27.3 項に基づく決定（新WADA 規程以前の決定に基づき、競技者が未だサービスしている資格の存続期間に対する新WADA 規程の遡及的適用）。

第13.2.5条現行WADA 規程においては、第10.7条（実質的な支援）及び第10.7.2条（その他の価値ある情報）に基づきWADAが下した決定又は承認は、不服申し立てをすることができなかった。本草案では、これらの決定は、恣意的な審査基準に従って不服申立が可能である。恣意的な審査基準は、5.6.1 項（引退した競技者が競技に復帰する際の 6 ヶ月前通告規則の適用除外）に基づく WADA の決定にも適用される。

第 13.1.2 項.WADA、国際競技連盟及び／又は主要競技大会実施機関を当事者とする CAS に対する手続は、上記当事者が別段の合意をしない限り、フランス語又は英語で行われるものとする。

第14.2.2項決定を不服とする権利を有する当事者は、フランス語又は英語で作成され、かつ、現実的な範囲において、電子デジタル及びワード検索可能なフォーマットで作成された、機械読取り可能な事件ファイルを提供されるものとする。

第14.3.2条および第14.3.4条事件の最終決定後の義務的公開

第 14.3.2 項に基づく一般的な要請は、事案に関する最終決定後、RMA は結果を公表しなければならないというものである。現行の第 14.3.4 条は、この一般原則を例外とし、競技者がドーピング防止規則違反を犯していないと認定された場合には、競技者の同意を必要としている。新WADA 規程の第 1 草案では、競技者に過失又は過失がなかったと認定された場合に、公表義務に対する別の例外が設けられている。

第 23.2.2 条及び第 6.2 条(iv)：ドーピング防止以外のスポーツ規則上の目的のためのドーピング防止検体の使用

現行の WADA 規程は、第 23.2.2 項の解説 114 において、ドーピング・コントロール用検体を他のスポーツ規制の目的で使用することが認められていることについて言及している。本草案において、当該解説の原則は、第 23.2.2 条及び第 6.2 条(iv)の本文に組み込まれた。このような使用に適用される条件は、潜在的なデータ・プライバシーの懸念に対処するために拡大されている。

被保護者およびレクリエーション・アスリート

現行の WADA 規程において、被保護者およびレクリエーション・アスリートに与えられている特別な保護は変更されていない。しかし、被保護者及びレクリエーション・アスリートの定義に新たな注釈が加えられ、被保護者及びレクリエーション・アスリートに特別な待遇が与えられるべき状況は、WADA 規程の中で明確に規定されており、明示されていない WADA 規程の他の部分に関して特別な待遇が意図されていると仮定すべきではないことが明確にされた。